破産手続廃止

平成２１年（フ）第３３号
茨城県つくば市山中195番地２
破産者　有限会社テーエーアール
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第１８９５１号
神奈川県川崎市高津区溝口１丁目22番１号吉田ビル101
破産者　医療法人社団聖恵会
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１２６０２号
東京都新宿区大京町20―３―207
破産者　渡邉　俊輔
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３８９５号
東京都渋谷区道玄坂１―22―10　若葉ビル５階、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区玉川台１丁目２番７―205号
破産者　株式会社ムジークレーベン
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第８３１号
神奈川県平塚市菫平19番22号
破産者　竹縄産業有限会社
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第３１９号
静岡県伊豆の国市下畑345番地の６
破産者　有限会社駒坂電機
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４７号
静岡県駿東郡長泉町南一色382番地の１
破産者　有限会社夢創
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第１８８１号
埼玉県上尾市上尾下894番地１号
破産者　有限会社しらべ
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１２２６８号
神奈川県厚木市中町３丁目13番８号　セトビル８階
破産者　株式会社ドゥーネット
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１７３２６号
千葉県習志野市東習志野８丁目１―23―201、開始決定時の住所千葉県習志野市東習志野６丁目12―８
破産者　山口　道雄
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９１２２号
神奈川県横浜市南区吉野町３丁目７―23　ポートハイム第２吉野町―301
破産者　渡辺　茂子
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９３８５号
埼玉県三郷市彦成４丁目６―６―108
破産者　太田　正敏
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９８２６号
千葉県船橋市三山３丁目25―12―101
破産者　諸橋　　賢
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１７３２号
東京都武蔵野市緑町１丁目１―１―201、開始決定時の住所東京都西東京市保谷町２丁目７―６
破産者　井出　信江
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２７２６号
東京都荒川区西日暮里５丁目29番３号
破産者　有限会社信和興産
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２７２７号
東京都荒川区西日暮里６丁目64―６―301、開始決定時の住所東京都荒川区西日暮里６丁目17―２
破産者　高見澤　進
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４２１３号
栃木県佐野市会沢町530―１
破産者　小松原　進
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３４号
東京都清瀬市竹丘２丁目７―４―311
破産者　登内　三郎
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７３号
東京都世田谷区三軒茶屋２―８―11―407、住民票上の住所東京都町田市金井町1865―１―507
破産者　木村祐一郎
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７８２号
東京都台東区台東３丁目31―１―A、開始決定時の住所東京都中央区晴海１丁目６―６―1807
破産者　梅崎　智徳
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９１８号
群馬県桐生市菱町２丁目1430―33
破産者　小池　志成
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部